

# Legal Networks

## 01

新年あけましておめでとうございます。  
旧年中は大変お世話になりました。  
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

いつも弊所ニュースレターをお読みいただきまして誠にありがとうございます。

今年も実務に従事するスタッフとしての視点で、労務に関する身近な情報をお届けしていきたいと思っております。

さて、さっそくではございますが、1月の雇用保険の法改正情報です。

29年1月1日から、65歳以上の方も雇用保険の対象者とする、被保険者の要件の拡大が行われました。

従来は雇用保険適用当初（入社時など）に65歳以上の方は雇用保険には入れませんでした。（65歳になる前から雇用保険に加入し、65歳以上も引き続き同じ条件で雇用されている場合は、65歳以上も雇用保険被保険者になります。）

これが、入社時などに65歳以上でも雇用保険加入要件に該当していれば加入することになりました。

雇用保険加入  
要件とは・・・？

- ①週の所定労働時間が20時間以上  
かつ・・・
- ②31日以上雇用されることが見込まれること

### 1月の労務スケジュール

- 労務** 1/1～1/31  
12月分の社会保険料の納付
- 税務** 1/1～1/10  
12月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付
- 税務** 1/1～1/31  
給与支払報告書の提出
- 税務** 1/1～1/31  
法定調書の提出

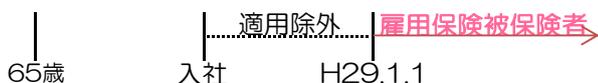
上記の要件に該当するならば、65歳以上でも雇用保険適用者になります。

改正の暫定措置として、64歳以上の方の雇用保険料の徴収は免除されます（平成31年度まで）。ですから、手続き面では被保険者として管理しますが、給与計算では雇用保険料を控除しません。

1月1日前、雇用保険適用者なのに、入社時に65歳以上であったために雇用保険に入っていない方はいらっしゃるでしょうか？

社内で該当者がいないか確認が必要です。

上記の方は、今回の改正で1月1日を取得日として雇用保険の被保険者になります。保険取得手続きが発生しますので注意しましょう。



### ～弊所の電話番号が変わります～

同じフロア内で部屋を移動することになりましたので、電話番号が変わります。皆様には大変お手数をおかけいたしますが、あたらしい番号のご登録をお願い申し上げます。

旧：03-6328-2239



新：03-6403-0861

ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。



Legal Networks  
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022  
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

<http://www.kintaikanrikenkyuio.jp>  
TEL:03-6403-0861

2017.1月号